

3.【平成28年度】使いやすい助成金

(3)「子育てなどの両立支援」に役立つ助成金

- ① 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)
- ② 中小企業両立支援助成金(育休復帰支援プランコース)
- ③ 「子育てなどの両立支援」に役立つ3つの助成金活用例
- ④ 介護支援取組助成金



「子育てなどの両立支援」に役立つ助成金

活用度
★★

① 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)

3か月以上育児休業を取得した従業員の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者が原職等に復帰後、6か月就業した場合に利用できる。

助成額	1人当たり 50万円
-----	-------------------

※育児休業取得者が期間雇用者の場合は10万円加算

※育児休業を取得した期間雇用者が雇用期間の定めのない労働者として復帰した場合、さらに10万円加算

※1事業主当たり1年度に延べ10人が上限

「子育てなどの両立支援」に役立つ助成金

活用度

★★

② 中小企業両立支援助成金(育休復帰支援プランコース)

育休復帰支援プランを策定・導入し、対象労働者が育休を取得後、復帰した場合に利用できる。

助成額	1回目	プランを策定し、育休を取得したとき 30万円
	2回目	育休取得者が現場復帰したとき 30万円

※1事業主当たり2人まで、合計120万円まで

「子育てなどの両立支援」に役立つ助成金 活用例

社員に育児休業を取りたいと相談された。
取らせてあげたいけど、仕事が回らないので代替りの
人員も雇わないといけないし、育児休業取得者も初めて
だから社内制度も作らないと……



中小企業両立支援 助成金 (代替要員確保コース) 50万円	中小企業両立支援 助成金 (育休復帰支援プランコース) 60万円
--	---

代替要員を雇用し、育児休業取得者1名が育休後、復帰した

審査後、合計で**110万円**が支給される

「子育てなどの両立支援」に役立つ助成金

活用度

★★

④ 介護支援取組助成金

厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取り組みを行う事業主が利用できる。

取組内容

- ① 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）
- ② 制度設計・見直し（育児・介護休業法を上回る制度であること）
- ③ 介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、制度周知）
- ④ 介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置、周知）
- ⑤ 働き方改革（年休の取得促進や時間外労働の削減について一定水準以上の実績があること）

助成額

1企業当たり

60万円

※その他、就業規則の整備、両立支援のひろばの登録が必要 30